

招待論文

「農業振興」と「営利主義」の狭間
—終戦後台湾における嘉南農田水利会の発展—

陳 鴻圖*

湊 照宏(訳)**

一. 前言

日本統治時代、日本は「農業台湾、工業日本」政策を発展目標とし、台湾農業の発展のための良好な基盤を固めた。特に農業の成否にかかわるところの水利事業に関し、桃園大圳、嘉南大圳などの大規模水利施設の建設だけでなく、厳密な水利組織体系の構築は台湾の水利システムをより完全なものとし、水利事業の発達は東南アジア第1と称された¹⁾。

第2次世界大戦期、物資の欠乏と統制の影響を受け、水利施設の保護は非常に困難となり、さらに度重なる災害が加わり、多くの水利施設は破壊されるか正常な運転が出来なくなった。嘉南大圳の曾文溪取水口の如くは、取水設備に積み上げられた鉄線付水管が長期間腐乱していたが、鉄材料の統制を受け、セメントで補強するほか無かった。しかし、1941年の洪水により再びこの施設は破壊され²⁾、水利施設の修復は戦後の重大な任務の一つとなった。水利施設の修復の他に、組織の接収と復員もまた、戦後初期台湾の重要な課題であった。1960年代から台湾経済は徐々に形を変え、純工業生産額は農業のそれを超過し、農業用水需要量は多くても、農作物の貨幣換算額は相対的に低下した上に、農業用地の継続的な減少が加わり、用水の目的および水利会の機能は調整され、都市型の水利会にいたっては農業と完全に関係を絶った。

戦後初期に直面した棚上げされたままの水利施設の再建は、台湾経済の発展を担う牽引役の一つでもあった。しかし、商工業が発展して農業に取って代わって台湾の主要産業になるという命脈の後、「水利」という用語はとても曖昧となった。政府は「農業放棄」の悪名を背負うことを望まなかったが、日々の需要が大きい工業用水への支援によってなるべく早く水利資源を手放すことを望み、50年間にも至らぬ間に、台湾水利の役割は未曾有の変化が生じた。従って、本稿は『「農業振興」と「営利主義」の狭間—終戦後台湾における嘉南農田水利会の発展—』と

* 連絡先：陳 鴻圖

機関/役職：台湾国立東華大学歴史学系副教授

** 連絡先：湊 照宏

機関/役職：日本学術振興会/特別研究員

題し、嘉南農田水利会を研究対象として、伝統的な水利会が、戦後台湾の政治経済環境の急速な変化の下で、その構造および発展方向を調整し、水利会に運営を継続させてより大きな利益を獲得するまでに至ったことについて探求する。この過程において、水利会は当初の農業灌漑を主とした水利組合から、徐々に多角化経営を行う水資源会社へと変質し、「親農」と「離農」、「農業振興」と「営利主義」との狭間の問題が、絶え間なく政府、嘉南水利会代表、従業員と農民との間で討論される課題となった。

本稿は、嘉南大圳水利組合の成立から開始し、時系列に沿って戦後の水利会組織の変遷を議論し、最後に「嘉南農田水利会内部資料」のインタビュー記録資料で以って、嘉南農田水利会がいかにして経営を多角化したかを描く構成となっている。

嘉南大圳灌漑区域図



本稿の狙いは、戦後台湾における農田水利会の変遷と経済発展の関係を説明する点にある。

二. 戦後初期の接収と組織の踏襲

(一) 日本統治時期における嘉南大圳水利組合の変遷

嘉南平原の水利組織は、水利組合令が公布される1921年前後から公共埤圳嘉南大圳組合に改組される1943年まで、運営系統において公共埤圳と水利組合の二種類のモデルを同時に有していた。新旧の水利施設の管理は異なり、旧式の埤圳系統に属する公共埤圳は改組されて水利組合となり、新式の埤圳系統に属する大圳はそのまま公共埤圳の特殊性が維持され、両系統は1944年に合併して嘉南大圳水利組合に改組された。³⁾

1919年8月に嘉南大圳建設のため、「公共埤圳官佃溪埤圳組合」が設立された。初期の組合が管理を要する水利施設はわずかであり⁴⁾、よって初期の組合の組織は工事建設の方面を重視し、組合の管理者は台湾総督府土木局長の山形要助が担任し、副管理者は台南州知事の枝徳二が担任した。「公共埤圳官佃溪埤圳組合規約」の規定により、組合の業務については事務部と建設部の2部が置かれ、技師長の下に理事、技師などの若干名が配置されたのみであったが⁵⁾、実際の組織は2部18係を有していたのであり⁶⁾、工事規模の巨大さは明らかであった。

1921年、公共埤圳官佃溪埤圳組合は公共埤圳嘉南大圳組合に改称され、1943年に嘉南大圳水利組合に再び改称され、終戦に至った。その間に組織の変革は9回を数えたが、中でも比較的重要な変革は3回あった⁷⁾。重要な1回目の変革は1921年に行われ、組合業務の繁雑さと烏山頭堰堤工事の進行につれて、土地の徴収および用地に関する事務を担当する台南出張所を増設し、烏山頭出張所は貯水池堰堤などの工事を担当することになった。重要な2回目の変革は1930年6月1日に行われた。嘉南大圳の灌溉排水体系が完成し、組合は灌溉区域内の事業を開始し、水利施設の正常な運営の維持および用水の指導をするため、50余箇所に水路監視所を設置し、110余箇所に灌溉監視所を設置した。また、事業区画は行政区画に依拠して郡街庄によって管理された⁸⁾。重要な3回目の変革は、1940年3月に防砂造林事務を専門に担当する林務課が新設されたことである⁹⁾。

上述した3回の変革から幾つの特徴が見出せる。1つめは、初期の組織はハードウェアの建設を重んじる編成となっていたことである。例えば烏山頭出張所は、工事をより効率的に且つ現場で監督できるように、完全に烏山頭貯水池堰堤および烏山嶺トンネルの工事のために設置された¹⁰⁾。1930年の大圳完成後、事業区域の拡大につれ、組織は「郡部および区」の地方管理単位を増設し、営業運営および管理の便宜をはかった。営業運営が軌道に乗ると、経営の永続と事業区域の拡大に力を注ぎ始めた。例えば、烏山頭貯水池の耐久年数の延長や土地改良事業に従事させる目的で、烏山頭ダムや土地改良区域の造林に責を負う林務課が増設された¹¹⁾。2つめは、その組合は公共埤圳の形態ではあったが、事業区域の区分は依然として行政

区画で以って範囲とし、その組織運営とその他水利組合と大きな類似点を明示していることである。大圳系統に属する「虎尾郡部」と独立系統の「虎尾郡水利組合」はどちらも末端行政区を範囲とし、このような組織の調整は1944年の合併改組の基礎を固めた¹²⁾。3つめは、組織規模が日増しに拡大するにつれ、大圳水利組織の指導的地位も確立されていったことである。

1941年4月に日本政府は「農業水利調整令」を公布し、同時に台湾にも15条からなる「台湾農業水利臨時調整令」と18条からなる「台湾農業水利臨時調整施行規則」が公布された¹³⁾。その目的は、戦争からの必要に応じるため、「国家総動員法」第8条を根拠とし、食糧増産のために灌漑以外の用水を節約して灌漑用水の増加を図ることにあった。日本内地における「農業水利調整令」の実施効果は良好であったが¹⁴⁾、台湾では水源はなお不足していなかったため、しばらく調整されることはなかった。しかし、水源の管理と統制の便宜をはかるため、1941年から1944年までの間に台湾中で水利組合の合併が進み、全台湾で108個あった水利組合および公共埤圳は、度重なる合併によって50個の水利組合となった。1943年、公共埤圳嘉南大圳組合とその他6個の水利組合は合併して嘉南大圳水利組合となった。合併後の組織はわずかに調整されて1940年の組織よりも拡大された。この組織系統はそのまま1946年の国民政府統治期まで持続して踏襲されることになった。

(二) 戦後初期の接収と復員

1944年4月17日、国民政府は中央設計局内に台湾回復の設立準備機構である「台湾調査委員会」を設立した。その主要任務は台湾の実際の状況を調査することの他、「台湾接収管理計画」を立案し、当時の台湾に施行されていたあらゆる法令を翻訳し、具体的な問題を研究することなどであった。1年の間に「台湾接収管理計画」を完成させ、その内容は通則、内政、外交、軍事、財政、金融、鉱工業、教育文化、交通、農業、社会、糧食、司法、水利、衛生、土地など16項82条を含み、かなり周到であった¹⁵⁾。19種の台湾概況の専門書を編集訳述すると同時に、台湾で施行されていた法規の7大分類を選択し、多種類の台湾地図を印刷し、3個の研究會を設立するなどの各種の措置をとり、完備した対策の組み合わせで台湾接収に備えた¹⁶⁾。

台湾の水利接収管理計画方面に関しては、「台湾接収管理計画」に依拠した。水利に関係するところでは、接収管理原則の第1「通則」の第5条で、「…日本占領時代の法令について、台湾人民を束縛して搾取するか、三民主義および民国法令に抵触する全ての廃止すべきもの以外は暫時施行して効力を有し、実際の需要を見つつ徐々にこれを修正する。」とされた。第9条甲項では、「接収地の官立公立各機関（行政、軍事、司法、教育、財政、金融、交通、工業・商業、農業・林業、漁業・牧業、鉱業・冶金業、衛生、水利、警察、消防・救済各部門を含む）については、民国法令に依拠してそれぞれ改組を停止するか、これらを維持する。しかし、法令が定めるところではなく、実際に必要な機関は、暫定的に旧体制のままとしなければならない。」とされた。第10条では、「各機関の旧人員については、敵国人民および違法行為を働いた

者を除き、暫定的にそのまま雇用し（技術人員はなるべくそのまま雇用し、雇員もまた必要時にそのまま雇用しなければならない）…」とされた。第14「水利」第74条では、「接収管理後の水利業務は、破壊箇所迅速な修復工事を主とする。」とされ、第75条は、「台湾人民私有の水利権益は、調査を経て違法行為の無いものについては、そのままその継続を許可するよう処理する。」とされた¹⁷⁾。その後、武内貞義著『台湾』の水利部分を翻訳した「日本統治下の台湾水利」という本が台湾行政幹部訓練班の参考資料とされ¹⁸⁾、台湾水利を接収する準備作業はほぼ整った。

終戦後、正式に嘉南大圳水利組合を接収する以前から、日本籍職員工工人による操作を避けるため、組合本体は1945年12月10日より張会を主任委員とする監査委員10名が組合業務運営を監督していた¹⁹⁾。接収初期において、治安状況は良好ではなかったため、烏山頭の造林は常に盗伐され、建造物および物品は常に盗難され、さらには水の盗難が頻繁に伝えられ、組合は警察に駐在を要請して組合事業を守った²⁰⁾。正式な接収は1946年1月10日に開始され、台南県長の袁国欽によって水利組合に関係する林蘭芽、張会、陳華宗、楊郡英、蔡崔源など人士26名が招集され、「嘉南大圳水利組合接収管理委員会」が組織された。同年2月初めには理事会が成立し、台南県長の袁国欽が組合長を兼任し²¹⁾、林蘭芽が理事長に選任した。日本統治時期の水利組合法規に暫定的に依拠して、接収管理作業を積極的に行い、また、日本籍技術人員10名がそのまま雇用された²²⁾。接収時の嘉南大圳水利組合人員の定員は計1,108人であり、そのうち技術人員は774人、事務人員は299人、雑役夫35人であった²³⁾。接収後から1年の間に、離職した職員工工人は全体の35%に相当する392人であり、そのうち75%が日本人293人であった²⁴⁾。これらの接収初期の人事概況から確認し得るのは、「台湾接収管理計画綱要」が求めるところの「技術人員をなるべくそのまま雇用する」という原則であり、また、日本籍技術人員の多くが送還されたことである²⁵⁾。

接収初期において、嘉南大圳水利組合の組織は日本統治時期の制度が完全に踏襲され、ただ郡部を区部に改めたのみであった。人材配置においては、この時期の人事更迭は台湾現地化の趨勢を最も速く促した時期である。その原因は、日本籍の上級および中級の職員工工人が大量に離職し、台湾籍の職員工工人で順次に補充することとなったことである。また、台湾省外籍の人員では巨大な組織の管理問題を全く克服できなかったため、地方リーダーおよびももとの組織人員が重用され、水利組織の通常運営の安定化が図られた。接収に参加し、元嘉南農田水利会々長でもある楊郡英の回想を引用する。

1946年3月に日本籍職員工工人が日本に送還される時、「喜び勇んで接収に来たこの素人連中は、灌漑用水を無くして必ずや醜態を曝すであろう」という彼らのひそひそ話が聞こえてきた。その言わんとするところは、将来の禍を予測するものであった。これらの批評は、私の心に警戒心を生じさせ、「転ばぬ先の杖」の策で、直ちに林（蘭芽）理事長に臨時幹部緊急会議を即刻招集するよう建議した。私は会議の席上で耳にした詳しい状況を報告し、

その場で以下のことを建議した。幹部の中で不動産を有する全ての者は、これを担保品として供出し、合作金庫からの借入金で職員工人への給与に補充し、職員工人に直ちに持ち場に復帰することを呼びかける一方で、6月末に灌漑を開始できるように、まず戦時に未修理のままであった送水路の応急修理が行う。この案が通過すると、全ての職員工人が持ち場に復帰し、皆が齒を食いしばって協力し、各区で業務と責任範囲を分担し、昼夜兼行で水路を応急修理し、間もなく大きな功労が完成を告げた。また天のご加護で、適時に慈雨があまねく降り、この時期に稲作はついに期日どおりに灌漑を施すことができるようになり、空前の豊作となった。また会費は順調に収集することができ、幹部に十分な自信を与え、順調な滑り出しと言えた²⁶⁾。

戦後の嘉南大圳水利組合は迅速に灌漑および運営を回復することができたのだが、その主要な原因の1つは、台湾籍職員工人が知恵を出して力を合わせたことである。このほか、嘉南大圳が迅速に運営を回復することができた原因として、古偉瀛はさらに3個の要因を認めている²⁷⁾。1つめは、嘉南大圳の重要性である。嘉南大圳には日本の「米糖政策」が貫徹している重要地区であり、戦後初期の食糧不足問題に対処するため、迅速に食糧の生産を正常に回復させることが焦眉の急であり、水利施設の修復も食糧生産の主要な業務であった。2つめは、日本統治時期の水利組織が数十年間の進展変化を経過しており、既に組織そのものがかなり制度化されていたことである。3つめは、日本は戦争に敗れたけれども、「日本は水利の人員に責任を負っており、水利事業に対してなお努力でき、全ての災害や大工事には補助金が給与され、同時に器材が何とか調達されて応急工事に用いるために供給された²⁸⁾。」ことである。前述した4つの原因のほか、地方リーダー階層を上手に用いることで、戦後嘉南大圳水利組合をして1年を経過しない間に戦前の経営運営に回復させたことも加えておこう。

(三) 農田水利協会および水利委員会

1. 嘉南大圳農田水利協会 (1946—1948)

旧体制の水利組合組織を引継いで1年となり、「三民主義の自治精神」に一致させるため、農田水利事業は経済性のある独立した自治団体への改組が目指された。1946年10月26日、台湾省行政長官公署は台湾各地の水利組合に第一期民選組合長選挙を実施させ、嘉南大圳農田水利組合では元組合長の袁国欽が当選し、全ての組織規程はそれまで通りとなった。

1942年に国民政府が公布した「水利法」第12条の、「人民が水利事業を設立する場合、主管機関の審査の上で、法律に照らして水利団体または会社を興さなければならない²⁹⁾。」という規定により、1946年に水利組合と水害予防組合は、農田水利協会と増水防止協会とに別々に改組された。農田水利協会の組織規程は水利組合のものとはほぼ変わらず、日本統治時期との主な差異は2つある。1つめは名称の変更であり、当時の脱日本化の要求を達成するため、名義を組合から農田水利協会に変更した。嘉南大圳農田水利組合長の袁国欽は業務報告の際に、当時

の改名について以下のように語っている。

組合名称変更問題について、本来本圳が使っていた組合という名称は、わが国の法令に合わないため、組合という2文字を前もって変更する計画がたてられた。省内の水利機構の名称は各県を問わず必ず一致するという規定があるため、組合名称の変更について、様々な議論が飛び交い、はっきりと決めることができず、結論は先月下旬まで延ばされた。11月末を期日に全省の水利組合を一律に農田水利協会に改名するという、10月下旬に下された公署の訓令に基づき、本圳は11月30日に改名を終えた。ただし、詳細な組織についてはまだ指示が下されていないので、内部の編成はこれまで通りとする³⁰⁾。

2つめの差異は、水利組合時期の組合長は知事もしくは庁長などの上級機構から任命されていたが、農田水利協会々長は評議委員の互選を経た後に省の農林処が任命するようになったことである³¹⁾。水利組合時期の評議委員が知事もしくは庁長の認可、または任命であったのと異なり、農田水利協会の評議委員は完全に会員の互選により決定する。つまり、水利組織の運営は次第に政府側の支配から地方自治へと移っていった。

1947年8月5日、台南県長の袁国欽は評議会選挙で第一期会長として選ばれた。嘉南大圳農田水利協会と嘉南大圳水利組合の組織機構は、組合長を協会長に改称したこと以外、変更は全くなかった³²⁾。この時、政府は積極的に水利事務に参与するため、1947年11月27日に台湾省建設庁水利局を設立し、農林庁から指導を受け³³⁾、全省の水利工事を司った。全省各地の水利協会は水利局に直属し、また指導と監査を受けることになり³⁴⁾、従来の民間自治の水利団体は水利局の付属機構となった。³⁵⁾

水利協会時期の組織機構は、基本的には嘉南大圳農田水利協会の組織機構の踏襲である。変更点は、地方郡部から地方区部への改称、西螺区部の増加および斗六地方の土地改良建築事務所の廃止である³⁶⁾。定員編成は組織の接收初期の1,108名と同じである。

水利協会時期の本会の事業区は、合計で大圳などが68箇所ある。多くの私設埤圳が続々と事業区に収められたため、水利協会の灌漑面積は一度に185,658ヘクタールまで増加し、会員人数は約18万人となり³⁷⁾、日本統治時期よりも規模が大きくなった。

2. 台湾省嘉南大圳水利委員会 (1946—1956)

農田水利協会時期において、戦後の人手および物質不足など種々の要因で、全省各地の増水防止協会が独立できず、業務が停滞していた。1948年1月から、台湾省政府は「台湾省各地水利委員会設置弁法」、「台湾省各地水利委員会組織規程」などの規則を続々と公布し、各地の増水防止協会を農田水利協会に合併させ³⁸⁾、水利組織をして灌漑排水および水害予防という2つの機能を具えるよう回復させた。また、38単位の農田水利協会を水利委員会に改組し、斗六と屏東に水利委員会を増設して³⁹⁾、全省の水利委員会を40単位に増加させた。同年2月20日、嘉南大圳農田水利協会は「台湾省嘉南大圳水利委員会」に改組された。

水利委員会の組織は、委員および経費の源の変革が比較的大きい。委員の選出は両方面から行われた。1つは分区での会員の互選によるもので、地主と小作農が定員の半分ずつを占めた。もう1つは水利局が関係する県(市)、区(郷・鎮)長を任命する、いわゆる確定委員であり、また、地元の人々と水利専門家が任命される、いわゆる専門委員であった。そのうえで、委員の中から主任委員および副主任委員を選出し、水利局が任命の手続きをした。全ての任期は4年であった。嘉南大圳水利委員会は改組した翌日(1947年2月21日)、直ちに水利委員名簿を定めた。委員の総計は160名で、そのうち確定委員および専門委員が41名で、委員会の4分の1を占めた⁴⁰⁾。主任委員は水利委員から選出し、戦後初期の会員直接選挙に取って代わった。

水利委員会の会員は、1951年に改訂した「台湾省各地水利委員会組織規程」により、下記の各条項の合致する者は全て水利委員会に加入することになった。各条項とは、1.公有地の管理者もしくは抵当権者、2.私有地の所有権者もしくは抵当権者、3.公有地および私有地の借用主あるいは耕作権者、4.家屋またはその他工作物設備の所有者、5.当該土地の主要産物を原料とする現地製造業者、であった⁴¹⁾。この時期の本会の会員数は257,403人であり、そのうち地主が172,753人、小作農が84,650人であった⁴²⁾。

水利委員会の組織も一定程度調整された。総務部および業務部を廃止し、水利協会時期の6課を、総務、設計、灌漑、増水防止、財務の合計5課に調整した。また、地方区部は地方分会に改称された。会員定員の編制は1,120人まで拡充され、そのうち技術人員が866人、事務人員が206人、労働者が23人になった⁴³⁾。また、水利委員会の現場組織については、組織規程の中では規定されていないが、各地の水利委員会が有する「実行協会」という組織が運営していた⁴⁴⁾。その実行協会が発揮した機能は、日本統治時期の水利実行小組合に似ている⁴⁵⁾。

水利委員会の経費は、会員から徴収してから割り当てていた。会費は特別会費と普通会費との2種類があった。特別会費は特別工事費であり、水利委員会のために工事をする際、省政府から補助金が支給されるが、そのほかに農復会もしくは銀行に借入れを申請した後に受益会員から徴収する会費のことである。普通会費とは、1950年に公布した「台湾省各地水利委員会徴収会費弁法」により、事前に徴収基準を水利委員会に提出し、会議で採択され、県政府の許可が下されたもの限り、徴収することができるものである。もし、会員が規定に従わずに会費を未納したとき、滞納金が徴収され、場合によっては給水停止されることもあり、あるいは県政府から法によって処罰される。嘉南大圳水利委員会々費の徴収は年に2回行われ、納入率は9割以上であった。会費の負担は日本統治時期末期よりも軽減され、日本統治期末期では毎月ごとに300石の穀物が徴収されていたが、約158石から250石の穀物が徴収されるようになった。⁴⁶⁾

水利委員会自体の性格があまりはっきりしておらず、しかも、日本統治時期の水利組合令のような制度も無かったため、水利委員会に問題が次々と生じてきた。比較的顕著な問題は3つあった。1つめは、経費問題および事業区問題である。小規模の水利会は会員数が少なく、事

業区の範囲も狭いので、徴収会費が必ずしも目標に達せず、借金をして会務を維持しなければならなかった。当時の嘉南大圳水利委員会の債務も、日本統治時期の債務よりも多かった⁴⁷⁾。2つめは、法令が不明確であったことである。水利委員会は公的法人の性格を具えていないため、会費、労働者、土地の徴収ができないため、水利委員会の負担は増加する一方で収入が減少していた。3つめは、議事機構と執行機構が重複していたことである。委員会は議事機構であるが、委員から選出した主任委員は最高執行者でもあり、これは議事と執行が一緒になってしまう懸念があり、公平と客観に欠ける監督単位となってしまう⁴⁸⁾。

改組後の水利委員会は、政府が水利事業を早期に支配するため、日本統治時期の水利組合を手本にして作った特殊体制であったが、法律の根拠および公権力に欠けていた。水利委員会は各単位から全く承認されることは無く、省政府が制定した単行法により水利委員会に与えた公権力はほとんど架空に等しかった。そのため、水利委員会は形式的な準公務機関でしかなく、実際には完全な民間組織と見なされ⁴⁹⁾、官でも民でもない水利委員会を改革しなければならなかった。

三. 組織の定型—嘉南農田水利会

1956年、水利委員会の組織属性が明確でないために水利事業の運営に甚だ不便を感じ、また「耕者有其田（耕作者がその土地の所有者）」のスローガンを順調に推進するため、9月に改正公布した「台湾省各地水利委員会改進黨法」⁵⁰⁾、また11月に公布した「台湾省農田水利会組織規程」に従い、40単位の水利委員会を26単位の農田水利会に合併した。嘉南大圳水利委員会は「台湾省嘉南農田水利会」に改称され、現在に至っている。政治経済の政策および嘉南農田水利会の性質の転換により、農田水利会については、制度改正初期、調整時期、そして質的転換時期に分けられ、この3つの時期に分けて考察していく⁵¹⁾。

(一) 制度改正初期

水利委員会を農田水利会に改組した主要内容には8点ある。1つめは公的法人としての法律地位の確立である。これにより、会員に労働者、土地、会費を徴収する権力、それに事業管理の権力を持たせた。2つめは事業区域の調整である。40単位の水利委員会を26単位の農田水利会に合併し、水利事業が正常に運営するため、1県に1個の水利会設置を原則とした。3つめは権能機関の区分である。立法、監察、執行の三権に分立し、最高権力機関は会員代表とし、監察機関は評議委員会とし、執行単位の最高指導者は会長と定められた。4つめは各制度の確立である。例えば、事務人員と業務人員の比率を3対7とし、また、各級の従業員は他の公職を兼任してはならないとする人事規則の公布である。5つめは現場組織の設立である。灌漑と排水に分けて水利組・班を設立して現場組織を完備させ、階層に分けて各自に責任を持たせ

た。6つめは会費の徴収基準の確立であり、会費徴収弁法を公布した。7つめは債務清算である。8つめは監督の権力と責任の改定である⁵²⁾。

嘉南大圳水利委員会は、1956年7月20日に「嘉南農田水利会設立準備処」を設立した。台南市長の楊請が主任を兼任し、積極的に会員資格の審査および編成を進め、水利組を区分していき、水利会々員代表および評議員、会長の選挙公告や取り扱いを行い、元水利会職員などを選抜した上で水利委員会の改組などの作業を行った⁵³⁾。10月14日、水利委員会は「台湾省各地農田水利会選挙罷免規程」により、改革後の会員代表選挙を行った。11月5日、第一回会員代表大会を開き、評議委員および会長を選出し、林蘭芽が第一期会長に当選し⁵⁴⁾、12月1日、台湾省嘉南農田水利会が正式に設立された⁵⁵⁾。

嘉南大圳の灌漑区域は2つ以上の県を跨ぐために第1級の農田水利会であり、組織機構は他の農田水利会よりも大きい。管理系統は会長の下に総幹事と総工程師それぞれ1名が設けられ、業務には公務、管理、財務の3組に分けられ、秘書、主計、人事の3室が設立された。灌漑管理系統は管理处に改称され、177地点の作業基地を管轄する。その他、烏山頭区および林内区に水源管理处がある⁵⁶⁾。定員の編成は1975年の調整までに1,536人増やされた⁵⁷⁾。

水利委員会を農田水利会に改組した原因は、前述の水利委員会そのものの地位が明確でなかったために運営が困難で、水資源の有効的運用ができなかったという内在的要因である。そのほか、最も重要な外在的要因は、土地改革が引き起こした農村社会の変遷である。1956年の農田水利会の制度改革は、国民政府がさらに農村社会を支配するための手段であった。戦後、国家の力で次々と土地改革を推進し、農村の既存の大地主階級が瓦解した後、国民政府は農民との直接的な関係を築き、食糧の源を力強く把握して支配することができた。水利会の改革も、土地改革政策の実施に合わされたので、国民党が農村社会の基層との繋がりを確実にするもう1つの道であった⁵⁸⁾。

制度改革後の嘉南農田水利会は地方水利自治団体となり、公的法人の地位を有し、公権力を行使することができた。水利政策の執行および用水管理の運営もより効率的になった⁵⁹⁾。政府の立場からすれば、水利委員会から農田水利会へと制度改革したのは、政治上および経済上において重大な意義があり、台湾省農田水利協進会は以下のように述べている。

水利会改革の意義は、政治的観点から見ると、「三七五」減租や公有地開放から「耕者有其田」に至る政策に合わせて、農民の生活を改善し、十分な民主的基礎を樹立して、反共抗ソの力を充実することである。経済的観点から見ると、本省の四年経済建設計画に合わせて、農業生産を発展させ、自給自足から輸出国外販売を実現することである。社会的観点から見ると、社会安全制度の遂行に合わせて、生産秩序を維持し、農村社会を安定させ、社会安全の基礎を強化することである⁶⁰⁾。

経済面の意義では、食糧増産を極大化するため、順番に灌漑する制度を推進し、水利組織の改組は、政策の下达および執行に有利であった。1940年代から、第2次世界大戦の影響を受け、

本区の農民で三年輪作制度によって耕作する者は極めて少なかった。戦後、砂糖価格下落の影響を受け、農民の資金の回転が困難になり、耕作面積は縮小し、高地の灌漑不足および農民自身の利益考量などの要因に影響され、輪作制度は崩壊していた⁶¹⁾。1946年から1954までの間、毎年の甘蔗の栽培総面積は輪作面積より少なく、最高の1年はわずかに32,483ヘクタールであり、輪作面積の83%しかなかった⁶²⁾。1966年から1970年の間、甘蔗の栽培はほとんど停止され、甘蔗区の甘蔗栽培面積はわずか35%である一方で、農民は雑作を栽培しており⁶³⁾、大圳三年輪作区の耕作制度は既に有名無実化していた。1960年代、台湾の食糧への切実な欲求、また水利会の改革と曾文ダムの竣工などの原因で、崩壊していた三年輪作制度は再び言及されるようになった。ただし、過去の三年一稲作から三年二稲作に改められた。

(二) 調整時期

1953年から、台湾政府は5回にわたる4年経済建設計画を次々と実施し、「農業が工業を育成し、工業が農業を発展させる」ということを発展の主軸とし、この発展の策略によって、工業発展の基礎を固めたが、農業発展が苦境に陥り、農業資源が工業部門に移転してしまった。1970年代から、工業生産額は農業のそれを超え、大量の農業労働力が都市の工業に移し、農村労働力は日に日に不足し、賃金と物価の上昇により、農業人口および耕地が日に日に減少し、農田水利会の財源に苦境をもたらした⁶⁴⁾。そのうえ、水利会事業区域はほとんど過去を踏襲するので、強烈な地方色を持ち、同水系で異なる事業区域間で用水問題の紛争が絶えなかった。それに、各水利事業区域の灌漑面積の差が大きく、約15万ヘクタールの灌漑面積を持つ嘉南農田水利会もあれば、わずか2,473ヘクタールしかない竹山農田水利会もあり、管理の困難と不経済を招いていた⁶⁵⁾。台湾省政府は農村建設の加速に合わせ、農業生産を増進させるため、有効的に農田灌漑と排水設備を改善していた。1975年から、「台湾省加速農村建設時期健全水利会施要点」に基づき、健全な水利会方案を実施し⁶⁶⁾、その内容は合計19条あり、比較的重要なものは以下の通りである。

1. 一時的に会員代表の選挙を行わない。
2. 会長は省政府が現職で功績のある会長、あるいは水利会高級主管また公務員から選んで任命する。
3. 人事を簡素化するため、定員の編成は灌漑面積150ヘクタールごとに1人を原則とする。
4. 過去で重荷となった工事代金は、政府が1回3億円の補助金を支出し、今後水利会が取り扱う改善工事の経費には、政府が毎年2億元を補助する。
5. 「健全農田水利会指導審査班」を設立し、秘書長、そして民政、建設、農林各庁長、また人事、主計両処長、そして糧食局長など関係機関の上級長官が指導委員を担当し、監督を務め、水利会の予算、決算を審査する。
6. 各水利会と会員との間の権利義務に関する重要な案件あるいは財産の処分などに関わる

ことは、予め水利局に報告し、許可を得て、指導審査班委員の審議の可決を得た上で、執行する。

7. 水利業務の推進をより便利にするため、22単位の水利会を14単位の水利会に調整し、さらに、灌漑面積により水利会に等級をつける。灌漑面積が5万ヘクタール以上の甲等会は、嘉南、雲林、彰化などの3つである。灌漑面積が2万から5万ヘクタールの乙等会は、高雄、屏東、台中、桃園、新苗、宜蘭などの6つである。2万ヘクタール以下の丙等会は、北基、南投、花蓮、台東、石門などの5つである。適地の経営、人事の簡素化などを目的とし⁶⁷⁾、異なった等級の水利会はそれぞれの組織系統を持つ。

前述の内容をまとめると、2つの問題を見出せる。1つめは、水利会の経費と経営に弊害が生じたために運営が困難となったことである。2つめは、地方自治に属していた水利会の経営体系が政府によって直接的に支配、管理されるように変更されたことである。まず、2つめの問題について、1970年代の台湾の政治経済環境は危機に瀕していた。政治上では、国連から脱退した問題、中華民国(台湾)と米国の断交、外交の孤立など政局が不安定となる危機が生じていた。経済上では、石油危機という世界的な経済恐慌に直面していた。このような状況で、政府は中央の権力を強化することにより、内部を安定化させようと望んでいた。内部を安定化させるための最も基本的なものは農業であり、いかに農業の生産額を増加させるか、農業生産の環境を強化させていくのかという問題は、政府が早めに解決しなければならないものであった。よって、農業の発展に深く関わる農田水利会を一時的に政府が代わって管理することにより⁶⁸⁾、最大効果を発揮することが望まれていた⁶⁹⁾。

その上、水利会に関する各種弊害および財務問題については、説明するにあたって嘉南農田水利会が最良の事例である。1956年に農田水利会に改組した後、10数年間の運営により、人事の腐敗、会務の弊害、選挙気風の後退または莫大な債務負担などの問題が次々と現れた⁷⁰⁾。そのうち最も深刻な問題となったのは人事と債務の問題である。嘉南農田水利会の人事に関し、改組後の定員編制は、1956年から1958年までの間は約1,100人を維持し、水利委員会時期と同じであった。しかし、1959年から続々と編制を拡大し、1959年に1,366人まで増加し、1960年には1,434人まで増加し、そのうち定員外の人員は最高81人に達した⁷¹⁾。いわゆる定員外の人員には、政府が配属した転職士官も含まれている⁷²⁾。人事編制の拡大に伴い、人事費用が徐々に高くなり、1年間の会費収入の約50%以上を占めた⁷³⁾。膨大な定員編制および人事支出があることに関わらず、業務量は相対的に増加していない。例えば、小規模給水路の修復と平時灌漑用水の掌管は水利班が会員を労働動員する方式で取り扱っていた。濁水溪幹線の水源の分水問題は、台湾省水利局が分水隊を組んで調節作業を執行した。半数の労働力は主に会費の催促と債務を遡及するために使われていたので、水利局は「借金取立て会」と批判された⁷⁴⁾。

それから、嘉南農田水利会の財務問題を論じると、八七水害後の水利施設の修復および白河ダムの建設など各種工事を改善するため、農復会、土地銀行、聯合基金、糧食局と台湾糖業公

司など各機関から借り入れた。巨額の工事借入金に対して、本会はほとんど返済できず、債務は1960年には既に1億元を超え、1969年にはさらに4億元を超え⁷⁵⁾、莫大な債務額は当局および世論の注意を喚起した。以下に『台湾日報』の記事を引用する。

台湾省最大の嘉南農田水利会は、最近債務が4億4千万余元にも達したと伝えられており、毎日の利息が9万6千元にも上り、省政府官員を驚かしている。農田水利会には積極的な収入はなく、正常収入は基本会費以外に工事受益費しかない。借入金が4億4千万元に達した農田水利会が、上述した収入で借入金を返済することは簡単なことではない。それに、長期間にわたって少しずつ積み重ねた結果、1年間だけで3千万余元の借入金が増加するために大変重大な問題となり、各方面に注目されている⁷⁶⁾。

水利会の収入は主に会費と工事費である。もし、この2つの費用の徴収が順調でなければ、水利会の財務状況はすぐに苦境に陥る。白河ダムの工事費を見ると、水利会が8千万余りの工事費を負担し、受益農民に会費と工事費を徴収するという規定があるが、白河ダム灌漑区の会員は、1ヘクタール毎に納める会費と工事費は5千元余りに達した。規定によれば1ヘクタール当たりの会費は穀物300キログラムを超えてはならず、これを換算すれば約1,200元となり、会員の負担は自然と増加した。減免の請求は何度もなされたが効果は無く、会費不払い集団行動や工事費騒ぎを引き起こした⁷⁷⁾。財務の負担は日々重くなったうえに、会費および工事費の徴収が抗議されたことにより、嘉南農田水利会の運営はほとんどできなくなった。1975年の健全農田水利会方案の実施は、当会にとって1つの転機であった。

「台湾省加速農村建設時期健全農田水利会実施要点」により、全省の22単位の水利会を14単位に合併し、その中の竹山と斗六の2つの水利会を雲林水利会に合併した。さらに、当会に属した濁水溪幹線灌漑部分約49,276ヘクタールの土地を雲林水利会に編入した⁷⁸⁾。人事の簡素化に合わせて、1975年から定員編制が802人に縮減され、734人を削減した。人員削減率は48%にまで上り、方案が提示した3分の1よりも高かった⁷⁹⁾。

組織機構の方面において、当会は甲級水利会に属すにも関わらず、濁水溪幹線灌漑系統とその灌漑の5万ヘクタールほどの土地が雲林水利会に属したため、当会の組織に大幅の調整があった。工務組の通信係、管理組のメンテナンス係、総務組の観光係と研究室およびその下の3係を廃止し、財務組に徴調整係を増設した。灌漑管理処に属した各区も同時に調整と合併を行い、例えば、白河区管理処が増設され、烏山頭管理処に観光係が増設された。

(三) 質的転換時期

1982年、台湾政局が日に日に安定化するに伴って水利組織の運営が正常化した後、政府は「農田水利会組織通則」を改訂し、再び水利会が各自で管理するようになり、公的法人の自治形態に回復した。政府が2,3名の会長立候補者を選抜し、会員代表が投票する⁸⁰⁾。しかし、商工業の急速な発展と社会構成の変遷、また用水形態の変化などの要因により、農田水利会の運営

に再び問題が生じた。主な問題点は財務、人事、体制の3方面である。1つめの財務方面については、前述の農田水利会の財源は主に会費徴収であり、一般会費は経済環境の変化、農村経済の不況は農業所得低下をもたらした。農民の負担を軽減するため、会費の徴収は、1ヘクタール毎に穀物300キロを超えないという1955年に制定した標準を用い続けた。それに、1990年から一般会費がそれまでの3割まで下がったほか、工事費に関する徴収は全て廃止された。1991年になると、会費徴収は最低標準の1ヘクタール穀物20キロで徴収されたので、水利会の財源はますます困難な状態となった。その年、会費の徴収は完全に廃止となり、水利会の経費は全て政府の補助に頼り、水利会に安定的収入が無くなった。2つめの人事方面については、水利会は公的法人の地位を有するものの公務機関ではないので、職員の昇進は限られており、優秀な人材を集められなかった。また、人事の調整はしばしば派閥に左右されるため、業務の質をなかなか高めることができなかった。3つめの運営体制方面については、会長と会員代表は選挙で選出し、地方派閥に左右されることが避けられなかった。会長選挙は会員代表に支配され、しばしば水利会の人事配置あるいは水利工事の引受けに関わってくるため⁸¹⁾、財務状況がすでに苦境に陥った水利会の問題が更に複雑となった⁸²⁾。

水利会の多くの問題を鑑みて、1985年から農委会が特別案件研究計画を立案し、台湾省水利局が水利会の運営、財務および政府補助の3つの問題点に対して改善方法を研究し、制定した⁸³⁾。1990年に、行政院は各方面から意見を集めた後、政策的な審査と指示をした。主な改善方向は2つである。1つめは、会長および会員代表の選出が選挙制から任命制に変えられた。その目的は、より専門的な水利会を運営するため、地方派閥あるいは代表から水利会への関与を減少させることである。2つめは、政府からの補助金について適切な運用計画を立てることである。政府から水利会への補助はそれまでの6割から全額補助までに引き上げられた。そして、水利施設を正常に運営するため、工事費用を一定の比率に厳しく制限し、人事経費に転用してはならないと定めた⁸⁴⁾。

嘉南農田水利会は台湾最大の水利会であるけれども、直面している問題は他の水利会と同じであり、甚だしきに至っては資源の豊富さが問題を複雑にして困難なものとしていた。例えば、会費徴収を農民にボイコットされる事件が次々と発生し⁸⁵⁾、会長の選抜で政府からの任命を拒絶したことなどがよく伝えられた。⁸⁶⁾

1993年1月18日、国会で「農田水利会組織通則部分条文修正草案」が通過し、「水は天然資源であるため、国家が所有し、人民が土地所有権を取得してもその影響を受けない。……よって、農業の需要に供給するための水利資源の開発と運用は、政府公共事務の一環であり、政府が引き継ぐべきである⁸⁷⁾」という観念に基づき、中央主管機関は経済部から農委会に移され、会員代表制の廃止が決められ、省市主管機関が会務委員を選抜、任命することに換えられた。また、新たに39条之1を制定し、1994年5月の会長選挙を中止して政府任命制に改め、また、3年以内に農田水利会を公務機関に改制することを定めた⁸⁸⁾。

2001年6月、「農田水利会組織通則」が再修正され、農田水利会々長および会務委員の選抜方式がさらに改められ、会員で直接選挙することになった。台湾省の各農田水利会は2002年6月より、会長および会務委員は会員の直接選挙で改められた。台北市の2つの農田水利会は2004年10月から、会長と会務委員は会員の直接選挙で改められた。会長と会務委員の選挙罷免法は、農田水利会組織通則により、農田水利会が共同で制定し、後の調査に備えておくために、中央主管機関へ報告する。

四. 「農業振興」から「営利主義」に至る多角化経営

(一) 水利権の放出

1953年に始まる「経済建設四年計画」が「農業が工業を育成する」ことを成功させ、工業発展の基礎を固め、台湾の商業化と都市化を促し、台湾経済の繁盛を加速させた。しかしながら、工業化と都市化の結果、産業からの水資源の需要が高まったことにより、相互競争が水資源の分配を深刻な問題とした。

農業部門の重要性が年々衰退していくに伴い、代わって商工業を主とする産業構造となった。水資源をいかにして各部門間で最も有効的に利用するのかということが、各部門間で差し迫って解決を要する問題となった。水利法の規定により、利用の優先順位は、「家庭および公共用水、農業用水、水力用水、工業用水、水運、その他の用途。前項順序については、省(市)主管機関が特定の水道、あるいは政府が画定した工業区の実際状況を酌量し、中央主管機関に変更許可を申請し得る⁸⁹⁾」と定められた。現在の水資源の利用は農業灌漑を主にしており、常に70%以上を占めている。水利法の規定に従えば、家庭用と公共用を優先すべきである。経済効果の面からすれば、工業用水の効果と利益は最も大きい。農業部門の生産収益率が年々低下するに伴い、他の部門が水利会に水利権を分配するよう要求しており、台湾最大の農業生産区にある嘉南水利会も水利権を守るために戦わなければならない状況に立っている。

表1は、1974年の曾文ダム竣工後の、数年来の烏山頭ダム放水量の状況を示している。表から分かることは、1974年以前に烏山頭ダムは農業灌漑用水しか供給してなかった。1975年から公共用水を供給し始め、1976年から工業用水を供給し始めた。1986年以前に、灌漑用水量は80%以上維持していたが、その後は約70%に下がり、灌漑用水の分配比率は年々低下しており、その他を目的とした用水の比率は年々上昇していた。つまり、嘉南水利会は現実の環境の圧力を受け、その他目的の用水量を調整していた。1986年以後、灌漑用水の比率が8割以下に下がったのは、政府からの関与の影響を受けたからである。水利会はそれに対して、以下の不平を述べている。

曾文、烏山頭ダムの系統灌漑区面積は6万数千ヘクタールに達し、既定の耕作方式と灌漑制度に基づいて灌漑運営しており、年度灌漑計画を制定し、現地の実際の需要に合わせて

実行している。これらの計画を四季に亘って繰り返しているのだから、きちんと実行できたはずである。しかし、計画通りにならなかった。まず、ダムの水源地は需要量を満たせない。1974年8月7日、政府は746字第140888号函一紙に、灌漑用水の年間分配量は9億立方メートル以下とする行政命令を下した。よって、灌漑用水の年間分配量が10億立方メートルという本来の正常灌漑計画は、常に灌漑中断などの節水対策をしなければならなかった。それに、ダムの主な水源地は雨水であり、その多くを春の梅雨と夏の台風でもたらされるダム貯水に依存するが、全く天候を予想し難く、ここ数年の梅雨と台風の降雨量は少なく、また降雨地点と時期が合わないなどの問題があった。各種の異常な事態はいつでも発生する可能性はあった。例えば、1979年夏にダムの貯水率が100%に満たしたが、次の1980年の春と夏も、大雨が降らなかったため、その1年間の灌漑運営に余裕はなかった。それに、商工業と都市の発展により、公共用水が急激に増加していた。そのため、生活用水を最も重視する原則のもと、不足気味の農業用水が生活用水に転用された。さらに、生活で使用した水は回収してもなかなか再使用できないため、用水の調整はますます困難となった。このほか、現代社会と民間気風の変遷により、本来の耕作方式がすっかり変わってしまい、農民は各区でそれぞれ異なる農作物を耕作しているため、堪え難いほどの用水管理の問題が生じた。⁹⁰⁾

嘉南農田水利会は水利権放出を迫られ、しかもその割合が年々増加していた。政府と各部門からの圧力のほか、農民も水利会の配水にほとんど合わせることができなかった。前述のように現在多くの農民は自分で地下水源を開発するようになり、水道料金も政府が代納しており、水利会との関係はだんだん疎遠となっている。耕作制度と用水管理において、水利会はもうそれを支配できなくなっている。水利会の役割が果たせず、また資源が次第に無くなりつつある状況においては、質的転換が最良の方法である。

嘉南水利会の質的転換は2つの方面から見ることができる。1つめは農業用水の転用であり、2つめは多角化経営である。まず、灌漑用水の転用についてであるが、嘉南水利会は政府の政策に合わせるため、灌漑用水を減少させ、生活用水と工業用水の支援をした。政府が定めた計画灌漑水量は9億立方メートルであったにもかかわらず、水利会の計画では7億立方メートルしかなく、1992年にいたってはわずかに4億立方メートルしかなかった。水利法第20条之1は、「水源の水量不足については、第18条第1項の第2款から第6款により、用水目的の順番が優先されるが、水利権登録が後の人が優先的に水源を使用する場合、先に登録した水利権者に大きな損害を与える際には、後に登録した水利権者は適当な賠償をし、その賠償金額は双方の協議によって決める。もし協議が合意に至らない場合は、主管機関が損害状況により賠償金額を制定し、優先的に水源を使用した人が負担する。⁹¹⁾」と定めている。嘉南水利会の灌漑用水は多くを水道水に転用したから、台湾省水道局と補償金の協議をしたが、合意に至らなかったため⁹²⁾、最後は台湾省建設庁が仲介し、1994年から用水補償金が1トン4,248元と定められ

表1 烏山頭ダム歴年の放水量運用状況 (1975-1993) (単位: 万立方メートル)

年別	項目 年総放水量	灌 漑 用 水		家 用 及 公 共 用 水		工 業 用 水	
		水量	(%)	水量	(%)	水量	(%)
1974年	80,886	80,886	100	—	—	—	—
1975年	81,972	80,120	97.7	1,852	2.3	—	—
1976年	107,721	103,661	96.2	3,899	3.6	161	0.2
1977年	98,272	93,005	94.6	4,861	5.0	406	0.4
1978年	102,147	94,733	92.7	6,839	6.7	575	0.6
1979年	96,145	87,694	91.2	7,801	8.1	650	0.7
1980年	62,047	53,380	86.9	8,067	13.0	600	1.0
1981年	67,356	58,013	86.2	8,924	13.2	419	0.6
1982年	96,486	85,707	88.8	10,187	10.6	592	0.6
1983年	91,918	79,685	86.7	11,695	12.7	538	0.6
1984年	87,806	74,191	84.5	13,080	14.9	535	0.6
1985年	61,521	50,846	82.7	9,736	15.8	939	1.5
1986年	93,059	76,972	82.8	14,929	16.0	1,158	1.2
1987年	77,572	61,016	78.6	15,424	19.9	1,132	1.5
1988年	65,214	48,710	74.7	15,191	23.3	1,313	2.0
1989年	89,911	70,843	78.8	17,439	19.4	1,629	1.8
1990年	89,293	68,934	77.2	18,646	20.9	1,713	1.9
1991年	85,159	65,520	76.9	18,292	21.5	1,347	1.6
1992年	61,440	40,671	67.2	18,934	30.8	1,835	3.0
1993年	74,333	53,749	72.3	18,844	25.4	1,740	2.3

資料出所：台湾省嘉南農田水利会『嘉南農田水利会統計要覧』台南：編者出版，1975-1993年，「烏山頭水庫歴年放水量統計表」。

た. その中には以下が含まれる.

1. 曾文ダム管理局の調整配水費用は0.30元/トンで7.1%を占める. この費用は曾文ダム管理局に交付する.
2. 農民補償費用は3,096元/トンで72.9%を占める. 小規模給水路内面工事および掌轄水工事費用として農民に還元する.
3. 嘉南水利会の強化管理費用は0.1176元/トンで2.7%を占め, これは水利会管理費に属する. 圳路使用費は0.7344元/トンで17.3%を占める⁹³⁾.

農業用水を分配して生活用水と工業用水を支援することが⁹⁴⁾, 政府と各部門の既定政策であるが, 農民の権益を犠牲にしてはならない. また, 他の目的に転用した用水を再び回収して灌漑に使用するのは難しい. 比較判断して, 合理的な補償費用を受取ってから, 水利施設の維持費および農民補償費用として使うことは, 具体的可能な方法である. しかし, 長期間に亘ると, 嘉南大圳の灌漑機能という役割は徐々に失ってしまう. 現在, 嘉義県と台南県の開発済みかつ開発中の工業区は, 台南科学工業区を含めて25箇所ある⁹⁵⁾. 工業用水量の需要は日々高くなっており⁹⁶⁾, 新しい水資源を開発する以前に, 嘉南水利会の灌漑用水も各方から標的にされてい

る。有限な水資源をしていかに最大効果の運用をするのかという問題は、嘉南水利会に試練を与えているだけでなく、嘉南大圳の歴史的な位置づけにも関わっている。

(二) 多角化経営

水利会の多角化経営の問題について、現在水利会が直面している問題は7つある。それは、産業構造における農業の比率低下、環境汚染、水資源の欠乏、WTO加入が農民に与えた影響、水利施設の広範性、稲田の転作もしくは休耕がもたらした農業用水の余裕という仮相、農業用水の水利権、水量転移である⁹⁷⁾。これらの問題を克服するため、各水利会は生存と発展を求めて積極的に多角化経営を図っている。嘉南農田水利会は、1年間で20億元の経費を支出しており、そのうち農民会費の部分の9億元は政府が代納している。そのため、水利会は他の経費の出所を捜し求めなければならない。

嘉南農田水利会は、1999年に「多元化」というスローガンを掲げ、多角化経営に進み始めた。ガソリンスタンドを設置し、水耕野菜を發展させ、小さい池を納骨塔の中心地点にし、烏山頭ダムの近くに「三代同堂(家族三世代団欒)」の保養地を建設する予定などの計画を立てた。多くの多角化経営計画のうち最も注目されたのは、発電所の設置である。「水利会は政府のエネルギー再生使用政策に共鳴するため、水資源を運動エネルギーに転換することにより電力に転換する。よって、台湾電力会社と協力計画を立て、烏山頭ダムに発電所を設置した」。2000年に行政院は、内需拡大を遂行し、民間の電力の増加を要求し、民間による水力発電工事を支持した。そのため、嘉南水利会は台塑(台湾プラスチック)会社と共同で「台化公司」を設立し、水利会は70%、台塑は30%の支配権を持った。2002年8月に烏山頭ダム発電所が竣工し、全ての発電電力を台湾電力会社に販売した。ピーク時とオフピーク時で電力価格が異なり、平均では1kWh/1.4円で販売した⁹⁸⁾。現在、水利会は再び西口水力発電所を建設しており、2009年に竣工する予定である。水利会の推定では、15年間の元金返済期間以後、2つの発電所は水利会に毎年1億元の純利益をもたらす⁹⁹⁾。

現在、台湾の水利会は管轄区域から簡単に都市型水利会と農村型水利会に分けられる。同じく嘉南大圳系統に属する雲林水利会は、管轄区域が農村にあるため、多くの水利地点または水利不適当地を持っているが、元々地価が比較的安く、政府からの巨額補助金があっても、財政状況は相変わらず相当厳しいため、水利事業の経営は困難であった¹⁰⁰⁾。そのため、雲林水利会は15項目の多角化経営方針を企画した。例えば、水利施設でしか見られない水の特殊な景観をメリットにしたレジャーセンター、または大型量販店の建設、貯水池建設による貯水、都市の水利用地におけるBOT方式での総合商業ビルの建設、砂利砕石工場や生コンクリート工場の設立などであり¹⁰¹⁾、これらが財務困難な状況を徹底的に改善するよう望まれている。嘉南水利会は都市型水利会であるが、多方面への多角化経営の方向を目指して企画している。例えば、水力建造物の提供、水力発電所の建設、広告看板の架設、駐車場の建設、観光名所の開発

などである¹⁰²⁾。

同じく嘉南大圳に属する雲林と嘉南の水利会は、環境の変遷に合わせるため、多角化経営を發展させている。その發展方向を見ると、水利と生態に回帰する動向はほとんどない。たとえ将来の成果がどうであろうとも、予測できることは、組織と水利や環境との関係はどんどん疎遠になっていくことである。

五. 結語

嘉南大圳水利組織の変遷歷程を総合観察すると、水利組織は清朝期の民間自主経営から、日本統治時期の半官半民を経て、戦後になって徐々に官営化されていった。これらの変遷歷程の原動力は、水の役割が次第に変化していることである。そして、水の役割の変化はその価値をより高め、多元化している。相当な資源が累積したことにより、民間か政府かを問わず、双方とも水資源を保有したいため、水利組織は生存するため次々と政府と農民との間を斡旋し、質的転換を強要されることになった。嘉南農田水利会はその最良の事例である。観光事業の開発、発電事業の投資および賃貸用商業ビルの建設など各種の経営は、どれも水利組織の経営と運営を続けるための方法である。

終戦後、嘉南農田水利会が担当した業務は畑の灌漑と排水に限らず、政府からの委託または協力して執行した業務の数はなんと240にまで達した¹⁰³⁾。これらの業務は水資源に関連しており、本来の水利会の職掌から背離していないが、水資源を主管する機関と職務の統合に伴い、最初の水利会の機能とそれに関わる業務はだんだん消失していった。その上、前述の7つの問題および政府が水利会を政府機構に変えるべく制度改正を急ぐ圧力の下で、水利会は新たな自分の道を作らなければならなくなった。「農業振興」と「営利主義」との狭間の苦闘は、近いうちに必ず台湾の各農田水利会の間で揺れ動くであろう。

註

- 1) Chang Han-yu, "Development of Irrigation Infrastructure and Management in Taiwan, 1900-1940: It's Implications for Asian Irrigation Development", *Economic Development and Income Distribution in Taiwan*, pp. 37-41, 1983.
- 2) 惜遺等『台湾之水問題』台北：台湾銀行金融研究室，1960年，52-53頁。
- 3) 台湾省嘉南農田水利会『台湾省嘉南農田水利会七十年大事年表』台南：編者出版，1992年，51-52頁。
- 4) 「公共埤圳官佃溪埤圳組合同規約」第45条の規定により、もともと公共埤圳である安慶圳、樹林圳、麻豆圳などの13の埤圳に所属する施設、灌漑区域全部が公共埤圳官佃溪埤圳組合に継承されたため、初期の灌漑面積はほぼ2万甲であった（「公共埤圳官佃溪埤圳組合組織及規約認可ノ件」

- 『公文類纂』大正9年, 15年保存, 第5門地方, 第9類埤圳行政).
- 5) 「公共埤圳官佃溪埤圳組合組織及規約認可ノ件」『公文類纂』大正9年, 15年保存, 第5門地方, 第9類埤圳行政.
 - 6) 枝徳二『嘉南大圳新設事業概要』嘉義: 公共埤圳嘉南大圳組合, 1930年, 291-292頁.
 - 7) 組織の編成は年とともに拡大し, 定員削減はわずかに2度行われたのみであった. 1度目は1923年12月に行われ, 関東大震災の影響を受けて, 工事予算は緊縮され, 定員も3分の1縮減された. 2度目は1930年5月に行われ, 大圳工事の完成にともない, 保留や管理という必要な職務を除き, 残りについては全て解雇された(枝徳二『嘉南大圳新設事業概要』286頁).
 - 8) 1928年10月に修正された「公共埤圳官佃溪埤圳組合規約」第23条2の内容は, 「本組合は郡の区域に基づく地方の事務処理をし, 区域内は郡部に区画し, さらに郡部内は街庄という区に区画する. 郡部には部長を, 区には区長を設け, 管理者である郡部長が区長を任命する.」というものであった(枝徳二『嘉南大圳新設事業概要』付録6頁).
 - 9) 台湾省嘉南農田水利会『嘉南農田水利会七十年史』上冊, 162頁.
 - 10) 八田与一は烏山頭出張所々長を担当し, 職員工人が全身全霊で工事に集中できるよう, 現地で宿舎, 医療, 教育, 娯楽などの場所を企画した(古川勝三『台湾を愛した日本人』松山: 青葉図書, 1988年, 118-128頁).
 - 11) 防風林を植え込み, 洪水を防止する堤の構築の際に防砂機能を含ませ, 排水機構を構築することは, 土地改良の必要な過程である. 嘉南大圳水利組合は完璧な灌溉排水機構の構築のほかに, 土地改良も組合の重要な任務の1つであった(台南州『台南州農業概観』台南: 編者出版, 1938年, 32-34頁).
 - 12) 実は, 「公共埤圳官佃溪埤圳組合規約」の内容は, 公共埤圳規則と水利組合令の結合物である. よって, 公共埤圳嘉南大圳組合は公共埤圳の名で台湾水利共進会に加盟した唯一の事例である(郭雲萍『国家與社会之間的嘉南大圳—以日据時期为中心』中正大学歴史研究所修士論文, 1994年, 18頁).
 - 13) 台湾總督府内務局土木課『台湾水利関係法令類纂』台北: 台湾水利協会, 1942年, 95-103頁.
 - 14) 大田周夫「台湾農業水利臨時調整令制定・趣旨」『台湾・水利』第11巻第3号, 1941年5月, 2-3頁.
 - 15) 「台湾接管計画綱要」張瑞成編輯『光復台湾之籌画與受降接收』台北: 中国国民党党史委員会, 1990年, 109-119頁.
 - 16) 袁穎生『光復前後の台湾經濟』台北: 聯經出版社, 1998年, 64-65頁.
 - 17) 「台湾接管計画綱要」張瑞成編輯『光復台湾之籌画與受降接收』109-110頁, 118頁.
 - 18) 本書の内容は, 灌溉事業の沿革, 官設埤圳, 公共埤圳, 水利組合, 嘉南大圳, 河川工事の6部で構成されていた(中央設計局台湾調査委員会編『日本統治下の台湾水利』重慶: 中央訓練団, 1945年).

- 19) 「民国三十五年第一回評議會組長報告」嘉南大圳農田水利協會編『民国三十五年評議會議録』(手書本, 嘉南農田水利会所蔵).
- 20) 「民国三十五年第二回評議會會長報告」嘉南大圳農田水利協會編『民国三十五年評議會議録』.
- 21) 県長は「日産処理委員会」の各縣市分会の主任委員となった(「台湾省接收委員会日産処理委員会結束総報告」張瑞成編輯『光復台湾之籌画與受降接收』405頁).
- 22) 「(三) 会名更迭演變紀略」嘉南大圳水利委員会灌溉課『台湾省嘉南大圳水利委員会事業與概要』台南: 編者出版, 1955年.
- 23) 嘉南大圳水利委員会灌溉課『台湾省嘉南大圳水利委員会事業與概要』「附表1」.
- 24) 古偉瀛「嘉南大圳在光復初期的人事變遷: 台湾史關鍵性時期的農田水利管理」賴澤涵・黃俊傑編『光復後台湾地區發展經驗』台北: 中央研究院中山人文社會科學研究所, 1991年, 108頁.
- 25) 当時接收に参加した陳彩宮の話によれば, 接收業務は決して困難ではなかった. 大部分の業務は各機関単位の台湾籍職員工人によって引き継がれ, 戦後の日本人は既にあまり役に立っていませんでしたので, いわゆる接收は形式上の事務引継ぎに過ぎなかった(郭雲萍『国家與社会之間的嘉南大圳—以日拠時期為中心』92頁).
- 26) 楊群英「我與嘉南大圳」台湾省嘉南農田水利会『嘉南農田水利会七十年史』上冊, 244頁.
- 27) 古偉瀛「嘉南大圳在光復初期的人事變遷: 台湾史關鍵性時期的農田水利管理」115-118頁.
- 28) 芝田三男『台湾省之農田水利』台北: 台湾省水利局, 1948年, 84頁.
- 29) 「水利法」1942年7月7日公布, 台湾省水利処編『水利法規彙編』台中: 編者出版, 1998年, 2頁.
- 30) 「民国三十五年第二回評議會會長報告」嘉南大圳農田水利協會編『民国三十五年評議會議録』.
- 31) 会長の選任については, 会員の直接選挙によるものと企画されていたが, 実施されないうちに2・28事件が発生し, 台湾省行政長官公署は, 直接選挙から, 評議委員の選出を経て農林処が任命の手続きをする間接的なものに改めた. 第一期会長は1947年8月に選出され, 戦後水利会々長の間接選挙はここに開始された(邱淑娟『戦後台湾農田水利水利組織變遷家庭之研究』台湾大学政治研究所修士論文, 1995年, 46頁).
- 32) この両期間の組織機構は, ほとんど完全に同じであった(台湾省嘉南大圳農田水会『嘉南大圳農田水利会七十年史』上冊, 190-191頁).
- 33) 嘉南大圳農田水利協會が評議會を開いた時, 出席した官僚は約5名であり, そのうち台湾省農林処が3名, 台南県政府が2名であり, ここに台湾省農林処が水利協會の上級指導機関であったことが明らかに見出せる(「嘉南大圳水利組合民国三十五年第一次評議會記録」, 嘉南大圳農田水利協會編『民国三十五年議録』所収).
- 34) 台湾省嘉南農田水会『嘉南農田水利会七十年史』上冊, 165頁.
- 35) 謝堡丁『台湾灌溉的組織經營與技術』台北: 中山學術文化基金会, 1972年, 30頁.
- 36) 台湾省嘉南農田水会『嘉南農田水利会七十年史』上冊, 190-191頁.

- 37) 嘉南大圳農田水利協會水利課「嘉南大圳農田水利協會事業一覽表」『會議關係書類綴』台湾省嘉南農田水利會檔案, 檔号527/040 (国史館所藏).
- 38) 台湾省政府秘書處編『台湾省政府公報』, 1948年春字第10期, 1948年1月13日.
- 39) 1947年9月10日, 大圳農田水利協會の範囲であった斗六地区は, 斗六水利工事の建設のため, 独立した「斗六水利委員協會」が設立され, 大圳農田水利協會から1万1千甲の土地が分離されてその事業区となった(嘉南大圳水利委員會灌溉課『台湾省嘉南大圳水利委員會事業與概要』, 「(三) 会名更迭演變紀略」).
- 40) 「台湾省嘉南大圳水利委員會委員名單」, 陳正美氏(元嘉南農田水利會財務組組長)提供.
- 41) 台湾省政府秘書處編『台湾省政府公報』, 1951年春字第12期, 1951年1月15日.
- 42) 嘉南大圳水利委員會灌溉課『台湾省嘉南大圳水利委員會事業與概要』, 「一, 沿革」.
- 43) 嘉南大圳水利委員會灌溉課『台湾省嘉南大圳水利委員會事業與概要』, 「五, 本會組織系統表」.
- 44) 戦後初期, 各水利委員會は, 実行協會, 実行組, 保護会という3種類の現場組織を有していた. 大圳など11単位の水利委員會は実行協會を採用し, 大甲など3単位の水利委員會は実行組を採用し, 竹南水利委員會は保護会を採用し, 他の25単位の水利委員會は現場組織を有していなかった(繆玉清編『改進中的台湾水利會』台北: 中国国民党中央委員會第五組, 1957年, 26頁).
- 45) 実は, 戦後に成立した実行協會は日本統治時期の水利実行小組合の焼き直しであった. しかし, 脱日本化政策の下, 水利実行小組合の機能は抑制された. 日本統治時代の運営については以下の通りである. 「実行協會は水利委員會付属の独立自治団体であり, 事業に対しては, 自主的に企画準備し, 相互協力して方策を立てて進めることで始めて創立の目的が達成できる. しかし, 日本統治時期は自治の名のための本末転倒なものであり, 諄諄と善導するものではなく, 圧迫強行するのみの有名無実なもので, 何もなすところがなく, 不健全な状態をもたらし, 堪えがたくひどく心が痛み, …」(嘉南大圳水利委員會灌溉課『台湾省嘉南大圳水利委員會事業與概要』, 「廿二, 実行協會之運営」).
- 46) 嘉南大圳水利委員會灌溉課『台湾省嘉南大圳水利委員會事業與概要』, 26-28頁.
- 47) 嘉南大圳水利委員會灌溉課『台湾省嘉南大圳水利委員會事業與概要』, 「十八, 光復前後負債比較表」.
- 48) 林蘭芽「改進後新水利會应有的新努力」『台湾水利』第3卷第4期, 1955年12月, 2-4頁.
- 49) 邱淑娟『戦後台湾農田水利水利組織變遷家庭之研究』48-50頁.
- 50) 台湾省改進各地水利會編『台湾省各地水利委員會改進工作總報告』台北: 編者出版, 1958年, 1-3頁.
- 51) 陳正美『台湾農田水利會組織演變與農民關係』未出版, 12-18頁.
- 52) 章光彩「台湾の水利行政」『台湾水利』第5卷第4期, 1957年12月.
- 53) 台湾省嘉南農田水利會籌備處『嘉南農田水利會籌備概況』臺南: 編者出版, 1956年, 1-2頁.
- 54) 林蘭芽は嘉義出身, 台湾総督府国語学校を卒業後, 新港庄々長, 台南州議會議員, 台南州農業

- 会参事，台南県農会理事，嘉南大圳水利委員会副主任委員および主任委員，などの職務を歴任した（東南文化出版社編輯委員会『南台湾人物誌』台中：東南文化出版社，1956年，14頁）。
- 55) 台湾省嘉南農田水利会『台湾省嘉南農田水利会四十週年紀念工作述要』台南：編者出版，1960年，8-9頁。
- 56) 台湾省嘉南農田水利会『台湾省嘉南農田水利会四十週年紀念工作述要』11頁。
- 57) 台湾省嘉南農田水利会『統計要覽』台南：編者出版，1975年，287頁。
- 58) 郭雲萍『国家與社会之間的嘉南大圳—以日捩時期為中心』106頁。
- 59) 「水利会の新生之路」『台湾日報』1968年7月13日，2版。
- 60) 台湾省農田水利協進会專業研究委員會編輯『水利小組手冊』台中：編者出版，1960年，18頁。
- 61) 孫鉄齋「台湾嘉南大圳輪作制度之初步研究」『台湾銀行季刊』第8卷第4期，1956年12月，170-177頁。
- 62) 孫鉄齋「台湾嘉南大圳輪作制度之初步研究」168-170頁。
- 63) 王益滔「台湾嘉南地区之土地利用與糧食増産之研究」『台湾銀行季刊』第25卷第3期，1974年9月，341頁。
- 64) 陳正美『台湾農田水利会組織演變與農民關係』14頁。
- 65) 劉志政「健全農田水利会實施後之執行報告」『台湾水利』第25卷第4期，1977年12月，43頁。
- 66) 「台湾省加速農村建設時期健全農田水利会実施要点」，台湾省政府秘書處編『台湾省政府公報』1974年冬字第3期，1974年9月26日。
- 67) 曹崇文「水利会組織與編制」『台湾水利』第25卷第4期，1977年12月，142-143頁。
- 68) 「台湾省加速農村建設時期健全農田水利会実施要点」の第2条では，実施時期を暫定的に3年6ヶ月，すなわち1975年1月1日から1978年6月30日までとすることが定められたが，1982年まで延期され，規則が整備されてやっと終了した。
- 69) 黄雲娟『宜蘭県水利發展史』宜蘭：宜蘭県政府，1998年，187-188頁。
- 70) 江穆生「挽救嘉南水利会」『中央日報』1969年2月28日，6版。
- 71) 台湾省嘉南農田水利会『統計要覽』台南：編者出版，1976年，287-288頁。
- 72) 頼万成「対農田水利会改進問題之探討」『水利通訊』第21卷第3期，1974年7月，3頁。
- 73) 1956年度の人事支出は当該年度の38%を占め，1957年には50%を超過した（台湾省嘉南農田水利会『統計要覽』台南：編者出版，1969年，287-288頁）。
- 74) 水利局による水利会々長の考査においては，会費徴収の成績および負債償還能力を基準とされていたので，会費徴収は主要業務となっていた（林礼恭『台湾省農田水利会組織與職権之研究』政治大学公共行政研究所修士論文，1978年，67頁）。
- 75) 負債金額について皆の意見はまちまちであり，邱淑娟の資料では債務が最大であった年は1973年の4億4千余万元であることが示されているが，筆者が調べた歴年の『統計要覽』からは，債務の最大金額は1969年の4億6百余万元であることが確認できる（台湾省嘉南農田水利会『統

- 計要覽』台南：編者出版，1973年，288-289頁).
- 76) 沈匡時「改革農田水利会不宜遲」『台湾日報』1972年1月19日，2版.
- 77) 江穆生「挽救嘉南水利会」『中央日報』1969年2月28日，6版；台湾省嘉南農田水利会『嘉南農田水利会七十史年』下冊，643-645頁.
- 78) 台湾省嘉南大圳農田水会『嘉南大圳農田水利会七十年史』上冊，174頁.
- 79) 台湾省嘉南農田水利会『統計要覽』台南：編者出版，1976年，287頁.
- 80) 台湾省政府秘書處『台湾省政府公報』1981年春字第29期，1980年2月17日總統令公布.
- 81) 1982年の嘉南農田水利会々々選挙では「選挙会社」が出現した。出資者が精密に水利工事請負および人事掌握をしてみさぼることができる利益を算出した後で株を募集するという方式で，勝算濃厚な会長候補者にお金を賭け，投資をし，会長が順調に当選した後の4年任期の内に利益を回収することを期待した（邱淑娟『戦後台湾農田水利水利組織変遷家庭之研究』104頁）。筆者はこの説の真偽を李源泉前会長に訊ね，そのような事があったことが確認できたが，これを説明することは不都合である（陳鴻図訪問・記録『李源泉先生訪問記録』1999年10月20日，未刊行）.
- 82) 陳正美「台湾農田水利事業發展」『台湾土地金融季刊』第25卷第4期，1989年12月，15-20頁.
- 83) 李源泉「農田水利会当前急待改進三問題」『農田水利』第39卷第1期，1992年5月，57-59頁.
- 84) 「農田水利会組織体制及營運改進案研究過程」『農田水利』第38卷第12期，1992年4月，10-21頁.
- 85) 会費納入ボイコットについては，前述の白河灌漑区農民の工事費および会費の拒絶のほか，1992年と1993年に六甲郷農民黃俊維が水利班会費納入を拒絶した喧騒時に，1993年に省政府が水利班会費徴収を停止することを決定したが，同年に嘉南農田水利会が昨年の未納者に会費納入催促を促す通知を發したことに，農民は相当な不満であった。この事件は最終的に司法にかけられ，台南地方裁判所は，黃某などは「全く違法ではない」という判決を下した。このことから，水利会の財源が困難な状態であることと，農民の会からの離散した状況が確認できる（『中国時報』1992年10月7日，6頁，1993年10月8日，15頁）.
- 86) 『中国時報』1993年3月28日，13頁；1993年4月10日，13頁.
- 87) 立法院秘書處編『立法院公報』第82卷1期，1993年，283頁.
- 88) 立法院秘書處編『立法院公報』第82卷4期，1993年，下冊，370頁.
- 89) 台湾省政府水利處編『水利法規彙編』，2頁.
- 90) 台湾省嘉南農田水利会『曾文—烏山頭水庫系統灌漑区灌漑營運六年成果報告』台南：編者出版，1992年，1頁.
- 91) 台湾省政府水利處編『水利法規彙編』3頁.
- 92) 嘉南農田水利会は台湾省水道水公司に水を販売したが，水道水公司は長期にわたって水料金を未納し，嘉南農田水利会代表に不満を生じさせた。水利会は，1994年1月15日以前まで，水道水公司の農業用水からの転用水料金の未納残高は1億5千余万元であり，水道水公司が使用する

- る農業用水からの転用水の水源を断つことを揚言した。最後は台湾省建設庁の調停により、転用水の補償費の基準が取り決められた（『中国時報』1993年12月22日，6頁）。
- 93) 劉豊壽「水利会協助調配水資源機能之研究」莊光明總編輯『農業水資源』台北：七星農田水利研究發展基金會，1999年，100-101頁。
- 94) 現在，嘉南水利会が支援する生活給水は潭頂，烏山頭，水上，新港，楠玉などの給水廠を含み，支援する工業用水は隆田酒廠，怡華公司，成功啤酒廠，可果美公司，東展公司，統一公司新市廠，東雲公司，新營副産加工廠，新營紙廠，南靖紙廠，南光紙廠及正一公司新營廠などを含む。これら工場の用水量は少ないが，区内に大型の工業団地が続々と成立すると，工業用水の需要量は倍増すると見込まれている。
- 95) 嘉義県は既に橋頭，嘉太，朴子，義竹，民雄，新港など6ヶ所の工業団地を開発完成させており，鰲鼓，馬稠後，大埔美の3ヶ所に編成中の工業団地を有している（「経済及産業」嘉義県政府『嘉義県綜合發展計畫—部門發展計畫（一）』太保：編者出版，1997年，1-95頁）。台南県は台南サイエンスパークを除き，新營，官田，永康，新市，仁德保安，龍崎，龍崎龍船など7ヶ所の工業団地を既に開発完成させており，土庫，佳里，安定，山上，上崙，中坑子，東盟開發，威致鉄鋼など8ヶ所に編成中の工業団地を有している（「工業發展」台南県政府『台南県綜合發展計畫—部門發展計畫（二）』新營：台南県政府，1996，63頁）。
- 96) 1991年度の工業用水量を見ると，嘉義および台南の4つの県市の工業用水需要量は2億立方メートル以上であり，現在の烏山頭ダムの年総放水量の4分の1以上を超過しており，用水量は継続して増加中である（經濟部水資源統一規画委員会『台湾地区八十年工業面積與用水量估計』台北：編者出版，1993年，附表5）。
- 97) 經濟部水資源局『水利事業多角化經營之研究』台北：編者出版，1998年，2-2-11～2-2-12頁。
- 98) 水利会の台湾電力公司への水販売には利益が生じていたが，水利会内部の間には大きく異なる見方があった。例えば，既に退職した主任工程師の許興五氏は，台湾電力公司是独占利潤を享受し，水利会は損をしたと認識している（陳鴻図，趙珩，劉芳瑜，陳潔梅訪問，陳鴻図，陳潔梅紀錄「許興五先生口述訪問紀錄」陳鴻図主持『嘉南大圳史料調查及蒐集計畫期末報告』台東：財団法人東台湾研究会文化芸術基金會，2004年，229頁）。
- 99) 陳鴻圖，趙珩，黃筱瑩，陳潔梅訪問，紀錄「陳正美先生口述訪問紀錄」陳鴻図主持『嘉南大圳史料調查及蒐集計畫期末報告』，388-399頁。
- 100) 雲林水利会是経営困難の原因を天然条件の差に求め，運営費用の増加，地盤沈下が影響した排水機能，社会変遷などの3つの要因に求めている（雲林農田水利会『雲林農田水利会財務困難報告』斗六：編者出版，1996年，3-5頁）。
- 101) 經濟部水資源局『水利事業多角化經營之研究』3-2-5～3-2-6頁。
- 102) 台湾省嘉南農田水会『農田水利会面臨財務永續性管理問題土地利用，政府補助，基金設置』台南：編者出版，1999年，26-29頁。

- 103) 郭振泰等『我国水資源管理機關組織與職掌之研究』台北：行政院研究發展考核委員會，1994年，190頁。